

徳島市行政不服審査会答申

(徳行不審答申第 8 号)

令和 3 年 9 月 1 日

徳行不審答申第 8 号

令和 3 年 9 月 1 日

審査庁

徳島市長 内藤 佐和子 殿

徳島市行政不服審査会

会長 豊永 寛二

行政不服審査法第 43 条の規定に基づく諮問について（答申）

令和 3 年 6 月 29 日付行財発第 19 号により徳島市長から諮問のありました生活保護法第 78 条費用徴収決定に対する審査請求の件について、次のとおり答申します。

第 1 審査会の結論

徳島市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対してした生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条に基づき 61 万 4 千 150 円を徴収することとする費用徴収決定（以下「本件処分」という。）のうち、42 万 2,896 円を超える部分について取り消すべきである。

第 2 事案の概要

- 1 本件審査請求は、処分庁が行った本件処分に対し、審査請求人に送付された本件処分に係る決定通知書に記載された決定通知日が事実と異なること、本件処分の原因となる就労収入を得ていないこと等を理由として、本件処分の取消しを求めてされたものである。
- 2 審査請求書、弁明書及び証拠書類等から以下の事実が認められる。
 - (1) 審査請求人は、平成 26 年 11 月 13 日から生活保護を受給している。
 - (2) 審査請求人は、平成 29 年 12 月から就労を開始し、同月分の給与収入について、平成 30 年 1 月 25 日に収入申告書を給与支払明細書とともに処分庁に提出した。これ以降、審査請求人は平成 30 年 1 月分及び 2 月分の収入について、同様に収入申告書を給与支払明細書添付のうえ提出したが、平成 30 年 3 月分以降については収入がない旨の申告を行った。
 - (3) 処分庁は、令和元年 6 月 3 日に審査請求人も含めた被保護者に係る課税調査を実施したところ、審査請求人の平成 30 年中の課税所得額と同年中の

収入申告額に差異があることを認めた。

- (4) 処分庁は、(3)の調査結果を受けて、審査請求人の当時の就労先（以下「請求人就労先」という。）に対し、法第 29 条第 1 項に基づく調査を実施したところ、請求人就労先から令和元年 8 月 22 日付けで書面による回答があり、平成 29 年 12 月から平成 30 年 2 月までの給与収入について、審査請求人が実際の給与収入額よりも少ない金額を収入額として申告していたこと、また平成 30 年 3 月以降については、審査請求人が給与収入を得ていたにもかかわらずこれを申告していなかった可能性があることを認めた。
- (5) 処分庁は、(4)の調査結果を受けて、審査請求人に対し、令和元年 10 月 10 日付で法第 27 条第 1 項に基づく指導指示書を発出し、令和元年 10 月 31 日を期限と定めて修正申告等の具体的な対応及び処分庁への報告を行うよう指導指示を行った。
- (6) 処分庁は、(5)の指導指示を行った後、審査請求人から修正申告を行った旨の報告がないことから、令和 2 年 9 月 28 日に本件処分を決定した。
- (7) 処分庁は、本件処分を決定した後、当初は審査請求人に説明のうえ手交するため郵送等による通知をしていなかったが、審査請求人が処分庁の担当課を訪問せず手交の機会がないまま相当の期間が経過したことから、審査請求人宅に投函する方法により通知をした。
- (8) 審査請求人は、令和 2 年 12 月 4 日に本件処分があったことを知ったとして、令和 3 年 3 月 1 日、本件処分の取消しを求める本件審査請求を審査庁である徳島市長に対して行った。
- (9) 令和 3 年 6 月 17 日、審理員は、審理員意見書を審査庁に提出した。
- (10) 令和 3 年 6 月 29 日、審査庁は、当審査会に諮問を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

- 1 課税調査の結果は、請求人就労先が審査請求人が働いていない時期について働いたこととして申告したものであり、本件処分により決定された徴収金額に係る給与の支払いは受けていない。
- 2 審査請求人が本件処分を知ったのは令和 2 年 12 月になってからであり、処分が決定された日が誤っている。
- 3 本件処分の決定通知書によれば、審査請求人が令和 2 年 9 月まで就労していたことになっており、処分庁は事実認識を誤っている。
- 4 処分庁は個人の事情や生活実態を調査・判断しようとはせず、一方的に本件処分を決定している。

第4 処分庁の主張の要旨

1 処分庁において令和元年6月3日に行った課税調査の結果、審査請求人の収入申告額と平成30年中の給与総収入額に差異があることが判明したことから、これを端緒として、請求人就労先に対し法第29条第1項に基づく調査を実施した。

これらの調査結果を受け、審査請求人に対し、事実関係の説明を求めるとともに、課税内容に誤りがあるのであれば税務署等の関係機関に問い合わせ、必要な場合は修正申告の相談及び手続を行うよう再三にわたり助言及び指導を行った。

それにもかかわらず、相当の期間を経過してもなお審査請求人から修正申告に関する具体的な進捗の報告がされなかったことから、審査請求人が不正受給を行ったものと判断し、本件処分を行ったものである。

また、本件処分に係る費用徴収金額については、請求人就労先への調査結果及び法令に基づき適正に決定されたもので、妥当な金額である。

なお、本件審査請求が提起された後ではあるが、請求人就労先に対し追加的に調査を実施した結果得られた審査請求人の勤務記録等の資料も、本件処分の妥当性を裏付けるものである。

2 本件処分は令和2年9月28日に決定されたものであり、処分が決定された日に誤りはない。

3 本件処分に係る決定通知書に記載されている「対象期間」及び決定通知書添付の内容説明書に記載されている「徴収適用期間」は、いずれも審査請求人が就労した期間を示すものではなく、本件処分を行うまでの間に不正受給の状態が継続していた期間を示すものであり、処分庁の事実認識に誤りはない。

4 審査請求人は、世帯の収入等の状況に変動があった際には法第61条に基づく申告の義務があることについて処分庁から説明を受けていたほか、これまでも収入申告書を提出しており、収入申告の義務等があることを確認する旨の書類にも署名押印していることから、申告の義務について理解していたことは明らかである。

第5 裁決についての審査庁の判断

本件審査請求を棄却すべきとし、その理由を審理員意見書の第4の理由のとおりとしている。

第6 審査会の判断

1 本件審査請求の争点について

本件審査請求の争点は、次の2点であると認められる。

- (1) 審査請求人が不実の申請その他不正な手段により保護を受けたといえるか
- (2) 処分庁が費用徴収金額を610,415円と決定したことが妥当か

2 争点に係る審査請求人及び処分庁の主張について

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、本件処分の原因となったとされる過少申告及び未申告の給与収入について、実際には受領していない旨を主張する。

この点について、処分庁は、令和元年度の課税調査の結果を端緒として審査請求人の収入申告の内容に疑義が生じたとして、請求人就労先に対し法第29条第1項に基づく調査及び回答を依頼しており、請求人就労先からの回答書によれば、平成29年12月以降に請求人就労先が審査請求人に支払った給与の総額は840,379円であり、課税調査により判明した審査請求人の給与総収入額と一致すると主張している。

また、処分庁は、本件審査請求が提起された後、処分庁が請求人就労先に対し追加的に調査を実施した結果得られた審査請求人の勤務記録等の資料（以下「追加資料」という。）も、本件処分の妥当性を裏付けるものであると主張している。

3 争点に対する判断

- (1) 追加資料として提出された入退店実績一覧及び給与支払明細書については、店長印の押印があるものとなないもの、審査請求人の確認印、受領印又はサインがあるものとなないもの、確認日又は受領日の記載があるものとなないものが存在している。
- (2) 追加資料のうち、A店に係る平成30年1月分、2月分、8月分、9月分及び10月分並びにB店に係る同年9月分については、入退店実績一覧及び給与支払明細書のいずれにも審査請求人の確認印、受領印又はサインがあることから、追加資料に記載のとおり、勤務実績及び給与支払の事実を認めることができる。

したがって、審査請求人は、平成30年1月、2月及び8月から10月までの間、勤務し、給与収入を得ていたにもかかわらず、当該事実をありのままに申告することなく、かえって、収入申告書に実際より少ない金額を記載し、また、収入がなかった旨を記載して、生活保護費を受給したことが認められるから、法第78条の不実の申請その他不正な手段により保護を受けたといえる。

- (3) 追加資料のうち、A店に係る平成30年5月分及び6月分並びにB店に係る同年10月分については、入退店実績一覧及び給与支払明細書のいずれにも審査請求人の確認印、受領印又はサインがない。また、A店に係る平成29年12月分については、請求人就労先から入退店実績一覧が表示された画面のスクリーンショットが提出されているのみであり、給与支払明細書が提出されていない。

したがって、請求人就労先からの回答書及び追加資料をもって、審査請求人がこのように勤務していたと認めることができないし、仮に給与支払がなされていたとしても、審査請求人がこれを受け取ったものと認めることはできない。

そうすると、処分庁が、審査請求人が平成29年12月、平成30年5月及び6月にA店で、また、同年10月にB店で勤務し、請求人就労先からの回答書に記載された収入を得たものとして費用徴収金額を決定したことは、妥当でない。

- (4) 法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活の需要を満たすのに十分であって、かつ、これを超えないものでなければならない（第4条第1項、第8条）。そして、法は、被保護者に対し、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、速やかに、保護の実施機関等にその旨を届け出ることを義務付ける（第61条）などして、上記のような保護の制度の前提が守られるようにしている。

法第78条も、保護の制度をその悪用から守ることを目的として、所定の徴収権を付与する趣旨の規定と解されるから、被保護者がその収入の状況を偽って不正に保護を受けた場合には、当該収入のうち被保護者がその最低限度の生活の維持のために活用すべきであった部分に相当する額は、広く同条に基づく徴収の対象となるものと解すべきである。

勤労収入は、本来、被保護者がその最低限度の生活の維持のために活用すべきものであるから、適正な届出をせずに、不正に保護を受けた場合には、適正な届出がなされなかった額の全額を法第78条に基づく徴収の対象とすることが相当である。

本件においては、(2)のとおり、審査請求人は、A店に係る平成30年1月分、2月分、8月分、9月分及び10月分並びにB店に係る同年9月分の勤務及び収入について、適正な届出をしなかったものと認められることか

ら、徴収対象金額は、次の表の過少申告・未申告額の合計額である
422,896円とすることが相当である。

(単位：円)

	審査請求人の 収入申告額	追加資料から認 められる収入額	過少申告・ 未申告額
平成30年1月分	44,715	104,779	60,064
平成30年2月分	47,905	77,422	29,517
平成30年8月分	0	38,443	38,443
平成30年9月分	0	183,600	183,600
平成30年10月分	0	111,272	111,272
合 計	92,620	515,516	422,896

4 その他について

- (1) 審査請求人は、その他種々主張するが、前述した部分を除き、本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- (2) その他、本件処分について、行政手続法に基づく手続及び理由の提示等についても不備はみられない。

第7 結論

以上より、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

《参考 1》

審議指名委員

会 長	豊永 寛二
委 員	青野 透
委 員	近藤 真紀

《参考 2》

審査会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和 3 年 6 月 29 日	審査庁から諮問書及び事件記録等の写しを受理
令和 3 年 8 月 16 日 (3 年度第 1 回審査会)	事務局から概要説明を行った。 諮問の審議を行った。
令和 3 年 9 月 1 日 (3 年度第 2 回審査会)	答申案の検討を行った。